

## 新たな運営体制における料金設定について

## ◎ 趣 旨

子どもの家・留守家庭児童会（以下「子どもの家等」という。）の新たな運営体制において、保護者から徴収する料金の設定の考え方について意見を伺うもの

## 1 前回懇談会の内容

- ・ 土曜日を基本料金に含めることについて、一部の利用者にかかる経費を全体の利用者で負担することに不公平感を感じる。また、家庭教育の視点から、土曜日に保護者が勤務していない家庭が、子どもの家等を利用することのない仕組みにするべきである。
- ・ 土曜日の利用が必要な児童が、利用しづらい仕組みとならないよう、基本料金として設定するべきである。
- ・ 土曜日を利用しない保護者が納得し、かつ、必要のない利用を抑制できる仕組みについて、検討する。

## 2 意見を伺う項目

## ○ 意見交換の視点

- ・ 子どもの家等事業を誰もが利用しやすい「公的サービス」とするため、利用者にとって分かりやすく、受益に応じた負担を求めることができる料金設定とすることについて、意見を伺いたい。
- ・ 就学前からの家庭での生活パターンや親の就労形態の継続に配慮し、子育てと仕事の両立支援を図るため、就学前の保育園における利用時間の区分と継続性を持たせることについて意見を伺いたい。

## (1) 利用時間の区分

## ア 開設時間のうち、基本利用の時間

- ・ 就学前の保育園と同様に、全ての児童を対象とした月曜日から土曜日の18時までの利用を「基本料金」として設定する。

※ なお、土曜日の利用にあたっては、勤務証明等の提出を求めることにより、土曜日に保育が必要な児童のみが利用する仕組みとする。

(理由)

- ・ 労働基準法により定められた週休日は1日であり、その日を日曜日と設定している事業所が大多数を占めているため、日曜日以外の曜日を基本開設とすることで、誰もが利用しやすい公的サービスとすることができる。
- ・ 就学前の保育園における利用時間の区分との継続性を持たせることができる。

### 【参考1】土曜日の開設について

- ・ 現在、市内で土曜日に開設している48クラブのうち、35クラブが基本開設時間として同一料金で実施している。
- ・ 中核市のうち、回答のあった55自治体のうち、35自治体で市が統一料金を設定しており、そのうち29自治体（83%）が月曜日から土曜日を基本開設として実施している。

### イ 開設時間のうち、延長利用の時間

- ・ 就学前の保育園と同様に、一部の児童を対象とした18時以降の利用を「追加料金」として設定する。

(理由)

- ・ 18時以降の利用頻度は利用者により大きく異なることから、別途料金を設定することで、利用者の受益に対して適正な負担を公平に求めることができる。
- ・ 就学前の保育園における利用時間の区分との継続性を持たせることができる。

### ウ 学校長期休業時のみの利用（別途設定する料金）

- ・ 就学前の保育園と異なり、子どもの家等には、学校休業期間中のみの利用者が存在することから、通年利用者とは別途、料金区分を設定する。

<利用時間の区分>・

区分	
基本料金	通常利用 〔 月～金曜日 放課後～18時 土曜日 7時30分～18時 〕
追加料金	追加利用 全ての時期 18時～19時
学校休業 期間中 のみ料金	春休み（4月） 期間中のみの利用時間 7時30分～18時
	春休み（3月） //
	夏休み //
	秋休み //
	冬休み //

※ 上記と別途、実費（おやつ代、教材代など）を法人が徴収

### (2) 低所得者への配慮

- ・ 現在、生活保護受給世帯及び就学援助対象世帯を対象とした保護者負担金助成制度（月額上限5,000円）の、今後の取扱いについて意見を伺うもの。

